

議案第17号

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行等に伴い、  
所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号及び第5号を削る。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

別表中「第7条」を「第5条」に改め、同表救急業務手当の部及び危険作業手当の部を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第7条」を「第5条」に改める。

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
(特殊勤務手当の種類)				(特殊勤務手当の種類)			
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。				第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
<u>(4) 救急業務手当</u>				(削る)			
<u>(5) 危険作業手当</u>				～略～			
～略～				(削る)			
<u>(救急業務手当)</u>							
第6条 <u>救急業務手当は、消防職員が救急患者の救護作業に従事したとき、又は救急救命士が応急救護作業において救急救命処置に従事したときに、別表で定める基準により支給する。</u>							
<u>(危険作業手当)</u>							
第7条 <u>危険作業手当は、現場作業又は高所作業に従事した職員に、別表で定める基準により支給する。</u>				第6条・第7条 (略)			
第8条・第9条 (略)				～略～			
～略～							
別表(第3条―第7条関係)				別表(第3条―第5条関係)			
種別	支給を受ける者の範囲	支給区分	手当の額	種別	支給を受ける者の範囲	支給区分	手当の額
(略)				(略)			
行旅死亡人及び変死取扱人取扱手当	行旅死亡人又は変死を取扱う業務に従事した職員	1件	4,000円	行旅死亡人及び変死取扱人取扱手当	行旅死亡人又は変死を取扱う業務に従事した職員	1件	4,000円
救急業務手当	救急車による救護作業に従事した消防職員	日額	500円	(削る)			
	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条に規定する救急救命処置	(出動)	510円				
		1回					

	に従事した救 急救命士の資 格を有する消 防職員		
危険作 業手当	現場作業又は 高所作業に従 事した職員	日額	500円

～略～

--	--

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第7条」を「第5条」に改める。